


# 島原市(長崎県)

(2006年4月11日現在)

## 1. 新市の基礎情報

合併の期日：2006年1月1日	合併の方式：新設・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">編入</span>	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>		
人口 <sup>(1)</sup> ：51,563人(高齢化率 <sup>(2)</sup> 23.4%)	面積 <sup>(3)</sup> ：82.76k m <sup>2</sup>	
議員数 <sup>(4)</sup> ：37人(法定上限30人)	一般職員数 <sup>(5)</sup> ：403人	
財政力指数 <sup>(6)</sup> ：未算出	經常収支比率 <sup>(7)</sup> ：未算出	
2004年度歳入予算額 <sup>(8)</sup> ：18,936,221千円		
うち、地方税4,329,171千円、地方交付税4,980,000千円		
合併特例債発行予定額12,950百万円／同限度額12,950百万円		
産業構造 <sup>(9)</sup> ：第一次産業15.1%、第二次産業24.6%、第三次産業60.3%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併時の数。(5)：2006年1月1日現在。(8)：2004年度当初予算額。

## 2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 <sup>(1)</sup>	高齢化率 <sup>(2)</sup>	面積 <sup>(3)</sup>	議員数 <sup>(4)</sup>	一般職員数 <sup>(5)</sup>	財政力指数 <sup>(6)</sup>	經常収支比率 <sup>(7)</sup>
旧島原市	39,605人	23.6%	59.27k m <sup>2</sup>	23人	303人	0.49	93.6%
旧有明町	11,958人	22.8%	23.49k m <sup>2</sup>	14人	82人	0.30	88.1%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。  
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

## 3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的&lt;②地方分権推進、⑥行政改革、③住民ニーズの広域化・高度化&gt;</p> <p style="padding-left: 20px;">社会経済情勢の変化に対応するため、社会的・歴史的・文化的につながりが深い旧島原市と旧有明町が一体となることで、地方分権時代に即応できる行財政の基盤を強化を図り、福祉並びに広域的な行政サービスを可能とするため。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと&lt;②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整&gt;</p> <p style="padding-left: 20px;">&lt;最も重視したことの具体的な内容&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">合併の方式が編入合併ということで、旧有明町の住民に直接影響を及ぼす行政サービスに十分配慮し、緩やかな合併を原則とし住民の理解を得ることに努めた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等&lt;①首長、②議会・議員&gt;</p> <p style="padding-left: 20px;">&lt;合併推進の具体的な活動&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">1999年7月の島原半島市町村合併調査検討委員会(1市16町の首長、議会議長及び県振興局長)の発足を契機として、首長、議会議員とも市町村合併の推進を図った。</p>

#### 4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
2002年7月1日、島原地域1市5町合併協議会を設置し、協議を進めたが2003年3月31日解散。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
現在新たな合併協議は行っていない。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑪生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
1999年7月の島原半島市町村合併調査検討委員会の発足を契機として、合併のモデル案やスケジュール案などが検討され、2001年3月、合併枠組みの検討結果を受けて。	
(5) 任意の合併協議会（設置していない）	
構成メンバー	
運営上の工夫	
(6) 法定協議会（設置期間：2003年4月1日～2005年12月31日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、議員（島原市5名 有明町3名）、住民（島原市5名 有明町3名）、都道府県職員（長崎県島原振興局長） 計19名
運営上の工夫	市町村建設計画策定にあたっては、住民の意思を十分に反映させるため、各種団体の代表者からなる「まちづくり懇話会」を設置した。また、協議会の公開や協議会だよりの発行、ホームページの開設など住民への情報提供を積極的に進めた。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞ 基本5項目については、合併に係る重要な案件であり、早期の段階での協議を行った。	
＜協議開始および決定の時期＞	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年5月 04年9月 03年5月 03年5月 03年11月
合 意：	03年5月 05年1月 03年5月 03年5月 03年11月
＜決定に至るまでに最も難航した項目と解決策＞	<input type="checkbox"/> ②期日
特になし。	
＜基本項目①「合併の方式」の決定理由＞	<input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入
自治体の規模が異なっており、島原市が核となっているところから決定された。	
＜基本項目②「合併の期日」の決定理由＞	<input type="checkbox"/> 2006年1月1日合併
合併特例法の適用期間内であることや合併に係る事務、協議に要する期間を十分確保できること、また住民サービスなどに支障を来さないよう、閉庁日の年末年始を利用した電算システムの移行が行えるなどの理由による。	

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> <span style="float: right;">公募有・無</span>				
決定手続：編入合併を前提として協議が進んでおり、島原市の名称を用いることで理解を得ていたため。 選定理由：同上。				
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> <span style="float: right;">既存施設・新規建設</span>				
編入合併であることから旧島原市の庁舎を事務所の位置とすることで一定の理解を得ていた。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。				
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画 (計画の対象：全市 or 編入された区域)				
計画の期間：10ヶ年 理由 合併特例法に基づく財政支援措置の期間が10年となっていることから設定した。				
<策定に当たっての工夫> 市町村建設計画の策定にあたり、広く住民の意見を反映させるため、各種団体等さまざまな分野からの代表者で構成するまちづくり懇話会を設置し、その結果を計画に反映させた。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 特になし。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 島原市と有明町の速やかな一体性を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指して、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、特に新市にとって島原市、有明町ともに事業の効果が共有できる、重要かつ優先して行う7つの事業を選定した。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 島原市、有明町の総合計画に記載事業の進捗状況等について、両市町毎にヒアリングを実施、総合計画の内容を十分検討し、市町村建設計画に反映させた。				
単位：百万円 ( )は%	合併前 (2003年度) <sup>(1)</sup>	財政計画		
		2006年度	2010年度	2015年度
歳入合計	19,594	19,964	18,400	17,865
地方税	4,417(22.5)	4,353(21.8)	4,392(23.9)	4,420(24.7)
地方交付税	5,668(28.9)	5,205(26.1)	4,671(25.4)	4,507(25.2)
歳出合計	18,980	19,964	18,400	17,865
人件費	3,462(18.2)	3,492(17.5)	3,589(19.5)	3,096(17.3)
(参考:一般職員数)	(385人)	(387人)	(371人)	(352人)
公債費	2,356(12.4)	2,304(11.5)	2,648(14.4)	2,898(16.2)
普通建設事業費	3,622(19.1)	2,735(13.7)	2,311(12.6)	1,940(10.9)

(1) 2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
新たな設定・変更等は行っていない。旧島原市においては都市計画区域の指定が行われているが、旧有明町地域においては都市計画区域の設定はなかった。合併後、旧有明町の地域を含めた市全域において都市計画基礎調査を行い、都市計画区域の指定及び都市計画マスタープランを見直す予定である。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報誌等の配布（全20号。配布方法：全戸配布）</li> <li>・住民説明会の開催（延べ20回開催、延べ1,077人参加）</li> <li>・HPの開設（2003年4月開設、随時更新、アクセス数約33,000回）</li> </ul>	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名称)：新しいまちづくりに関するアンケート (時期)：2002年12月 (対象者)：島原市、有明町の全世帯、高校生 (方法)：アンケート方式（ <input checked="" type="checkbox"/> 郵送・訪問）	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：市町村合併協議会助成交付金 1団体当たり 200万円(3年間で12,000千円)	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	9,240千円
委託内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村建設計画策定支援業務。</li> <li>・例規整備支援業務。</li> </ul>

## 5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (定数特例 (定数 人) ・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例 (在任期間1年6ヶ月)) ・ 無
その理由	編入合併される旧有明町地域の意見を市政に反映させるため、議員特例を適用した。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2008年7月19日まで特例措置を適用) ・ 無
その理由	編入される旧有明町の農業委員会活動に支障がないように、編入する島原市の農業委員会の委員の残任期間を適用期間とした。旧有明町の選挙による委員は2008年7月19日まで特例措置を適用。
(3) 三役	
旧島原市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧有明町	町長は退職、助役は新市の助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>2006年度において定員適正化計画を策定する予定。
給与の調整	<給与の再調整・再計算>島原市の職員として採用したものとみなして再計算し調整した。

役職の調整	編入する島原市職員の例に倣い調整した。(勤続年数、役職等を考慮して調整した。)	
(5) 組織・機構の整備方法 (合併と同時に部・課とも完全に統合)		
編入する島原市の課体制を存続し統合整備した。また、合併後の多様な業務に対応するため、地域調整振興課、水産課を新設した。支所は総合支所とし、管理課、市民生活1課、市民生活2課、事業課の4課体制とした。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧島原市	旧島原市の支所1ヶ所は出張所として設置している。	
旧有明町	旧町役場を支所とした。従前は支所なし。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	旧自治体の施策の引き合いが懸念され、合併後の早期の一体的なまちづくりを行う上で障害になる可能性がある。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市・町民税法人 税割	旧島原市 14.7% 旧有明町 12.3%	2006年4月1日から14.7%に統一する。
鉱産税	旧有明町のみ課税	合併時に廃止する。
都市計画税	旧島原市のみ課税	合併後、当分の間は、現行の課税区域に課税する。
(9) 上下水道使用料 (調整方針：上水道は当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	合併年度は現行のおりとし、合併後新市において調整することとした。	
下水道料金	該当なし。	
(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
例外措置	住民負担に直接影響を及ぼさない道路占用料や行政財産使用料等については、旧島原市の制度を適用する。	
(11) 国民健康保険事業の調整 (調整方針：原則として旧島原市の制度に統一する)		
賦課徴収方法	旧島原市 保険税方式 3方式 旧有明町 保険税方式 4方式	2006年4月1日から保険税方式・3方式に統一。
所得割	旧島原市 10.7% 旧有明町 8.5%	2006年4月1日から10.7%に統一。
資産割	旧島原市 なし 旧有明町 40.0%	2006年4月1日から資産割なし。
均等割	旧島原市 26,700円 旧有明町 28,000円	2006年4月1日から26,700円に統一。
平等割	旧島原市 26,400円 旧有明町 36,000円	2006年4月1日から26,400円に統一。
(12) 介護保険事業 (調整方針：従来から同一金額のため調整不要 (組合等事業))		
第1号被保険者の 月額基準保険料	両市町 4,050円	旧島原市、旧有明町とも広域市町村圏組合で共同実施しているため、現行のおりとする。

(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	合併後、当分の間は旧島原市、旧有明町が加入していた広域市町村圏組合の電算システムで処理することとした。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	有・ <input type="checkbox"/> 無
変更した場合、その内容と理由	

## 6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算定	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2006年度)
(3) 合併による効果	
<p>&lt;④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開&gt;  共通の地域資源等を活かし、合併後は、より一層の一体的なまちづくりと施策展開が図れる。</p>	
<p>&lt;③重点的な投資による基盤整備の推進&gt;  地域特性を活かした事業に重点投資して、戦略的な地域づくりが図れる。</p>	
<p>&lt;⑤行財政の効率化&gt;  合併によるスケールメリットを活かし財政基盤を強化することにより、行財政の効率化が図れる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p>&lt;①役場が遠くなり不便になる&gt;  編入される旧有明町の役場を支所として設置し、従来の窓口業務等について、住民サービスに支障を来すことがないように配慮した。</p>	
<p>&lt;⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する&gt;  合併協議の中で行政サービスのあり方について調整を行った。従来から実施してきた福祉、医療サービスなどについても、当分の間これまでと同様実施することとし、急激な制度の変化とならないように配慮した。</p>	
<p>&lt;③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる&gt;  編入される旧有明町の住民の声を市政に反映させるため、合併特例法に基づく議員特例(在任)を採用した。</p>	
(5) 残された課題	
特になし。	